

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和6年12月25日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

- ①世田谷区たまがわ花火大会警備委託（実施・兵庫島本部）
- ②世田谷区たまがわ花火大会警備委託（吉沢本部・メイン会場・会場周辺）
- ③世田谷区たまがわ花火大会警備委託（平瀬川本部）

(2) 業務内容

本件業務は、世田谷区たまがわ花火大会開催に当たり、観客の安全確保を最優先課題とし、地域住民や周辺企業、公道利用者等への影響を最小限に抑えた大会運営を行うため、警察等関係機関の指導等に対して柔軟に対応しながら円滑に警備業務を遂行するものである。特に、会場には短時間に大変多くの来場者が訪れるため、事故防止を徹底した警備計画の作成及び当日の警備業務の遂行が求められる。

(3) 履行期間（期限）

令和7年5月中旬から令和9年11月中旬まで（予定）

※令和8年度及び令和9年度も同様の契約をする予定がある。契約は単年度ごとに締結し、各年度における本件業務に係る予算の配当があること、及び前年度の履行状況が優良と認められることを契約締結の条件とする。

※花火大会実施日は、令和7年10月上旬を予定

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。

(2) 次の事項に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- ② 同条第2項の規定により世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ③ 世田谷区から現に指名停止を受けている者
- ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がある者

(3) 世田谷区たまがわ花火大会安全対策業務委託プロポーザル方式業者選定委員会が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

【選定委員の構成】

※委員長	砧総合支所長	畝目	晴彦
委 員	玉川総合支所長	羽川	隆太
委 員	砧総合支所地域振興課長	田村	朋章
委 員	玉川総合支所地域振興課長	玉野	美香子

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 在籍警備員数等
- (2) 花火大会等イベント警備業務の受託実績（他自治体等での実績）
- (3) 本業務の担当組織及び人員体制
- (4) 本業務に対する考え方
- (5) 本業務に配置する従事者
- (6) 緊急時対応及び現場支援体制
- (7) 研修体制
- (8) 個人情報保護・機密保護体制
- (9) 見積もり金額の妥当性
- (10) その他有益な提案

5 手続き等

(1) 担当部課

〒157-8501 世田谷区成城6-2-1

世田谷区砧総合支所地域振興課 担当 長坂

電話：03-3482-2169／FAX：03-3482-1655

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 期間 令和6年12月25日（水）～令和7年1月15日（水）午前9時～午後5時
（※土曜・日曜・祝休日を除く）

イ 場所 上記（1）又は区HP

ウ 方法 上記（1）窓口にて希望者に無償配布又は下記URLからダウンロード
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02219/21114.html>

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

ア 期限 令和7年1月15日（水）午後5時まで（必着）

イ 場所 上記（1）に同じ。

ウ 方法 持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）による。

(4) 提案書の提出期限並びに場所及び方法

ア 期限 令和7年2月13日（水）午後5時まで（必着）

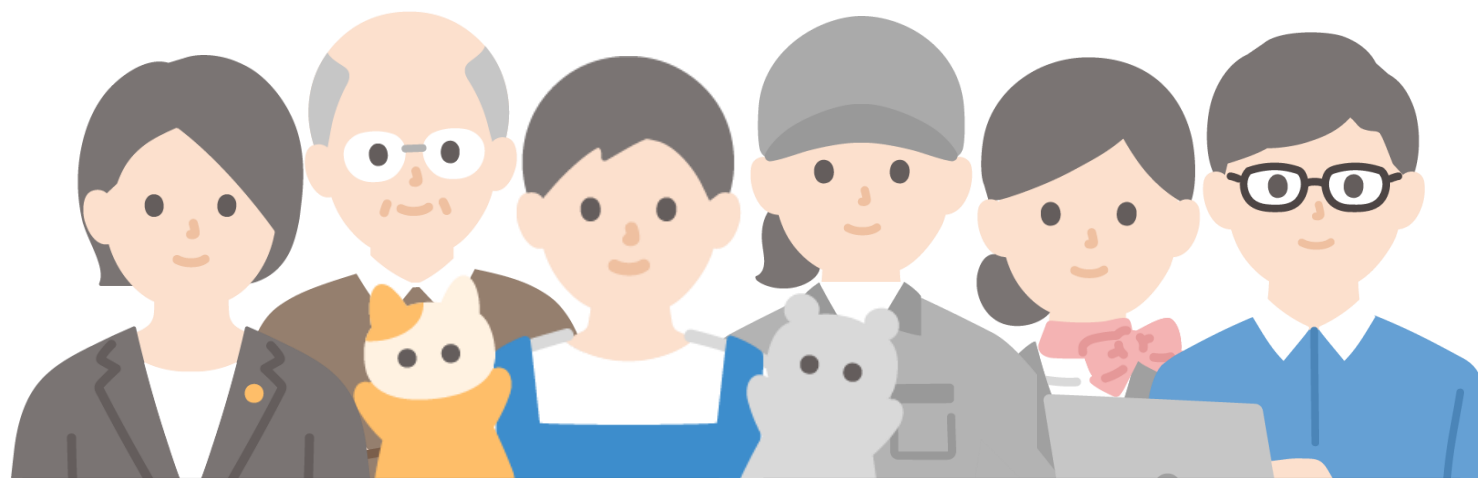
イ 場所 上記（1）に同じ。

ウ 方法 持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）による。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 区との契約では単年度で予定価格 2, 0 0 0 万円以上（プロポーザルにおいては提案限度額）の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。
- (8) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型 わ く 工	3,188円
普 通 作 業 員	2,699円	さく岩工	3,783円	大 工	3,060円
軽 作 業 員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左 官	3,273円
造 園 工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配 管 工	2,869円
法 面 工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	は つ り 工	3,039円
と び 工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防 水 工	3,634円
石 工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板 金 工	3,443円
ブ ロ ッ ク 工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サ ッ シ 工	3,230円
電 工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内 装 工	3,326円
鉄 筋 工	3,284円	高級船員	3,889円	ガ ラ ス 工	3,177円
鉄 骨 工	2,975円	普通船員	3,135円	建 具 工	2,859円
塗 装 工	3,475円	潜水土	5,015円	ダ ク ト 工	2,869円
溶 接 工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保 温 工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設 備 機 械 工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交 通 誘 導 員 A	2,019円
潜 か ん 工	3,730円	軌道工	5,780円	交 通 誘 導 員 B	1,764円
				上 記 以 外 の 職 種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。